



学校便り

うこっ子

「自分の思いや考えを表現できる」うこっ子

創立 143 周年

阿久根市立大川小学校

TEL 74-0007

令和5年 5月号

校長 中能 健尚

子どもの「きまり」と社会の法律（憲法）

5月3日は憲法記念日でした。憲法は私たちの社会生活を規定する最高の法律です。子どもたちは成長し、やがて社会に出て行き、憲法を守り、憲法に守られる生活をするようになります。このとき、社会にスムーズに馴染むためには、法令やマナーといった社会規範の意味を理解し、自分の行動を的確に律することが求められます。そのためには、「行動の結果を見通す力」や「善悪を正しく判断する力」「善き行動を実行する力」が必要です。

善悪の感覚は、自分に快いことを善とし、それを相手にもやってあげようという、自分⇄あなた関係から生まれると言われています。親子の関係がこれにあたります。親密で温かい親子関係が自己肯定感と他者への基礎的信頼感を生み出し、社会性の基盤を構成します。

学校で子ども同士がつくる関係も、最初はこのパターンを取ります。信頼し合う友人関係を通して、互いを支え合う関係を発展させていきます。やがて子どもは、成長に伴って友人関係を拡大し、3人以上で成立する小さな社会的関係、自分⇄あなた⇄彼（彼女）の関係を築くようになります。関係が複雑になるのに合わせて、善悪の関係も複雑になり、それをとらえる感覚を発達させていきます。3人で守る約束「きまり」の誕生です。

これがさらに拡大・発展していくことによって、自分たち⇄あなたたち⇄彼ら（彼女ら）といった社会的関係に適用する規範「きまり」が形成されていきます。憲法をはじめとした大人社会の法律やルールもこの延長にあるのだと思います。子ども時代に芽生えた人間性が大人の法令の背景となります。

子どもには、自分と相手を入れ替えて行動の結果を想像する力と素直に「きまり」を守る態度を身に付けさせることが大切です。親の言うことを聞くのも、教師の言うことを聞くのも「きまり」の一つです。これを守っているうちに、徐々に相手の気持ちや行動の結果を想像する力が伸び、自分たちで「きまり」を生み出す力が育っていきます。この機会に、それぞれのご家庭の「きまり」について話し合ってみてはいかがでしょうか。



【校長室の窓（5月）】

～家庭で話そう！我が家のルール・家族のきずな・命の大切さ～

（日本PTA全国協議会「楽しい子育て全国キャンペーン」より）

- わ：悪いことを悪いとしつけていますか。
- が：我慢する心を育てていますか。
- や：約束は守られていますか。
- の：NO（ノー）と言える大人ですか。
- こ：子どものよりどころになれますか。
- そ：育てていますか子どもの夢を。
- だ：食べ物に愛情をこめていますか。
- て：手本になれる大人ですか。



～心ひらく一言～

「おはようございます」「ありがとう」「すみません」「大丈夫？」など、人と人を結ぶ感謝の一言、思いやりの一言、そのほんの一言によって相手の心がひらけ、心と心が通い合う。今、そんな一言を掛け合うことが少なくなりつつあると言われています。

よい言葉を、家庭でも、学校でも、職場でも、もっともっと気軽に掛け合いたいものです。幸い心をひらく一言を私たちは、たくさん持っているのですから。

【頭の体操】

☆何と読む？



※問題「サブリ文字ドリル」（2005年12月発行）を参考

今年も鯉のぼりが大川の空を元気に泳ぎました！

4月18日(火)、ぬくもりの会メンバーが「子ども達が喜んでくれたら・・・」と、時折強い風が吹く中、苦勞しながらも頑張って鯉のぼりを設置しました。



鯉のぼりは、地域の方々からこれまで譲っていただいたものです。ありがたうございました。
※鯉のぼりを提供してくださる方、大歓迎です！

P T A 終了後、参加した保護者で傷んだ鯉のぼりを交換したり、修理したりして、鯉のぼり設置の準備をしました。



各種訓練を実施しました ～自分の命は自分で守る～

(名前) 猿楽 信幸
5月8日、新しい学校用務員が本校に着任いたしました。よろしくお願いたします。

学校用務員の紹介



交通安全教室

自転車点検は「ぶたはしゃべる」で！
何の略だったかな？



防犯教室・不審者対応訓練

合い言葉は「いかのおすし」
みんな覚えているかな？



火災避難訓練

フレーキ・タイヤ・ハンドル
しゃりん・ベル

ついていかない・のらない・
おお声を出す・すぐ逃げる・
しらせる

5月

5月中旬～6月上旬の主な行事(予定)

6月

- 17日(水) 1・2年生 芋植え体験学習(予)
- 18日(木) 代表委員会(児童総会)
- 22日(月) 教育実習(~6/9)
- 23日(火) 5・6年生集団宿泊学習(~5/24)
(山下・西目小と合同)
- 25日(木) 5・6年生休養措置日
1・2年生生活科見学
3・4年生社会科見学
- 26日(金) プール清掃
- 28日(日) P T A 危険箇所点検(予)



- 5日(月) ニコニコウィーク(校内人権週間)
(~6/10)
- 7日(水) プール開き(水泳学習開始)
- 8日(木) 教育相談 歯科検診
- 10日(土) 授業参観・親子活動・引き渡し訓練
- 12日(月) 北薩教育事務所・阿久根市教育委員会
合同計画訪問
- 13日(火) 歯科指導
- 16日(金) 田植え(予)

